主

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人本人の上告趣意は、結局事実誤認の主張に過ぎず、刑訴四〇五条の上告理 由に当らない(そして原審の判断は正当であつて、所論のような違法は認められな い。)

弁護人高田利広の上告趣意について。

所論は、憲法三一条違反を主張するが、実質は証拠の取捨判断ないし事実認定を 非難するに帰し、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(そして所論について考え てみても、原審の判断に誤りがあるとは認められない。)

また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和三〇年九月一三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	本	村	善太	郎
裁判官	垂	水	克	己